平成２５年（フ）第３６１号
札幌市豊平区平岸４条８丁目８番１号　平岸ハイム48Ｂ－１号
債務者　伊藤　真美
1　決定年月日時　平成25年４月17日午前11時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　暁子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月17日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４９号
北海道苫小牧市拓勇東町７丁目８番地の17　コーポソレイユⅢ203号
債務者　長内　　斉
1　決定年月日時　平成25年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡　　聖子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月12日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第１１３号
愛知県犬山市大字犬山字寺下108番地
債務者　サンピクニックこと　岩田　和子
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　綾子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月２日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第６８１号
札幌市白石区南郷通10丁目北２番２号　コーポたむら３号
債務者　篠原　恵美
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿部　竜司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月30日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第２０号
北海道滝川市幸町２丁目16番６号
債務者　齋藤　典行
1　決定年月日時　平成25年４月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２５年（フ）第２１号
北海道砂川市西３条南12丁目１番４―12号
債務者　星崎　幸一
1　決定年月日時　平成25年４月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２５年（フ）第２２号
北海道砂川市西３条南12丁目１番４―12号
債務者　星崎　恵美
1　決定年月日時　平成25年４月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２５年（フ）第３０号
群馬県太田市由良町128番地１　レオパレスサニーヒル106号
債務者　東島　大志
1　決定年月日時　平成25年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第１６５号
神奈川県伊勢原市板戸829番地の２
債務者　幾田富壽子
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第１７１号
神奈川県平塚市松風町12番25―301号　第２ヤマイチビル
債務者　矢野　泰光
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第２５号
新潟県阿賀野市関屋373番地
債務者　佐藤あづさ
1　決定年月日時　平成25年４月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２５年（フ）第２６号
新潟県新発田市西園町３丁目５番１号
債務者　後藤　隆行
1　決定年月日時　平成25年４月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２５年（フ）第５７号
愛知県岩倉市下本町丸之内44―２　シャインヴィレッジ105、住民票上の住所愛知県丹羽郡扶桑町大字柏森字乙西屋敷96番地
債務者　土居原栄司
1　決定年月日時　平成25年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第３号
和歌山市栄谷805番地の１　メゾン栄谷北１号室
債務者　山路　和彦
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第４８号
和歌山県橋本市上田110番地の23
債務者　松原　　誠
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第５５号
和歌山市北島433番地の１　北島団地５の74
債務者　横平千代子（旧姓奥林）
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第５８号
和歌山県有田郡有田川町大字粟生213番地　大城正次方
債務者　大城　晶令
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係